

○厚生労働省令第百十九号

医療法等の一部を改正する法律（令和七年法律第八十七号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和八年七月三十一日

厚生労働大臣 上野賢一郎

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
（医療法施行規則の一部改正）

第一条 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改 正 後				改 正 前			
目次 第一章～第四章の二の二の二（略） 第四章の二の三 地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十三） 第四章の二の四～第七章（略） 附則 （オンライン診療の実施等） 第九条の六の十二 医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うに当たり、診療計画若しくは訪問看護指示書その他の保健師助産師看護師法第三十七条の主治の医師又は歯科医師の指示が記載された文書（以下「訪問看護指示書等」という。）又はその両方に基づき、予測された範囲内に限り、オンライン診療を受ける患者に対して、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（当該医師若しくは歯科医師が勤務する病院若しくは診療所に勤務する者又は訪問看護指示書等の交付を受けた訪問看護ステーション（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）が当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をいう。以下同じ。）その他これに準ずる事業所に勤務する者に限る。）に診療の補助（それぞれ保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）又は言語聴覚士法（平成九年法律第二百三十二号）に基づき行うことができるものに限る。）を行わせることができる。 2 （略） （厚生労働大臣による情報提供の求め） 第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二第一項又は第二項の規定により、法第三十条の十三第二項に規定する医療機関機能等報告対象病院等（以下「医療機関機能等報告対象病院等」という。）の開設者若しくは管理者又は法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「外来機能報告対象病院等」という。）若しくは法第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所（第三十条の三十三の十一第二項及び第三十条の三十三の十三において「無床診療所」という。）の開設者若しくは管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項又は第三十条の三十三の十一第二項に規定する受託者（以下これをこの条において「受託者」という。）を経由して、第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第二項に規定するファイル等に記録する方法又は第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。 2 （略）				目次 第一章～第四章の二の二の二（略） 第四章の二の三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進（第三十条の三十三の二の五―第三十条の三十三の十三） 第四章の二の四～第七章（略） 附則 （オンライン診療の実施等） 第九条の六の十二 医師又は歯科医師は、オンライン診療を行うに当たり、診療計画若しくは訪問看護指示書その他の保健師助産師看護師法第三十七条の主治の医師又は歯科医師の指示が記載された文書（以下「訪問看護指示書等」という。）又はその両方に基づき、予測された範囲内に限り、オンライン診療を受ける患者に対して、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（当該医師若しくは歯科医師が勤務する病院若しくは診療所に勤務する者又は訪問看護指示書等の交付を受けた訪問看護ステーション（介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第八条第四項に規定する訪問看護を行う者に限る。）が当該指定に係る居宅サービス事業を行う事業所をいう。）その他これに準ずる事業所に勤務する者に限る。）に診療の補助（それぞれ保健師助産師看護師法、理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三十七号）又は言語聴覚士法（平成九年法律第二百三十二号）に基づき行うことができるものに限る。）を行わせることができる。 2 （略） （厚生労働大臣による情報提供の求め） 第三十条の二十七の二 厚生労働大臣は、法第三十条の三の二第一項又は第二項の規定により、法第三十条の十三第一項に規定する病床機能報告対象病院等の開設者若しくは管理者又は法第三十条の十八の二第一項に規定する外来機能報告対象病院等（第三十条の三十三の十一第一項及び第三十条の三十三の十三において「外来機能報告対象病院等」という。）若しくは法第三十条の十八の三第一項に規定する無床診療所（第三十条の三十三の十一第二項及び第三十条の三十三の十三において「無床診療所」という。）の開設者若しくは管理者に対し、第三十条の三十三の六第二項又は第三十条の三十三の十一第二項に規定する受託者（以下これをこの条において「受託者」という。）を経由して、第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第二項に規定するファイル等に記録する方法又は第三十条の三十三の六第三項若しくは第三十条の三十三の十一第三項に規定するレセプト情報による方法により受託者に報告された情報の提供を求めるものとする。 2 （略）			

第四章の二三 地域における医療機関機能及び病床の機能の分化及び連携の推進

(医療機関機能及び病床の機能の区分)

第三十条の三十三の二の五 法第三十条の十三第一項の医療機関機能に並び厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

- 一 高齢者救急・地域急性期機能 高齢者その他の者に対し、救急医療を提供するとともに、必要に応じ、医療提供施設及び第一条各号に掲げる場所と連携しながら、早期の在宅復帰に向けた入院早期からのリハビリテーションの提供及び退院支援を行い、並びに退院後のリハビリテーションその他の必要な保健医療サービス及び介護給付等対象サービス等（介護保険法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービス及び老人福祉法に基づく福祉サービスをいう。第三号において同じ。）の提供を確保する機能
- 二 急性期拠点機能 地域において、医療従事者が継続的かつ安定的に医療に従事することができる体制及び医療の質の確保に資することを目的として、手術、救急医療その他の医療資源を多く要する医療を集約的に提供する機能
- 三 在宅医療等連携機能 地域における在宅医療を提供し、又は他の病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション、介護保険法第八条第二十五項に規定する介護保険施設若しくは同法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスに該当する同法第八条第二項に規定する訪問介護を行う事業所その他の患者が住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう支援するため介護給付等対象サービス等を提供する者との円滑な連携の下、診療の実施及び入院の受入れその他の必要な対応を行う体制を常時確保する機能
- 四 専門等機能 集中的なリハビリテーション、中長期にわたる入院医療若しくは地域の実情に応じた医療（有床診療所（法第一条の五第二項に規定する診療所のうち、十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。）が提供するものに限る。）を提供し、又は一部の診療科に特化して医療を提供する機能（前三号に掲げる機能を除く。）
- 五 医育及び広域診療機能 医師養成課程を設置する大学に附属する病院のうち主たるものが担う機能であつて、広域的な医師の確保に寄与する役割、医師養成課程を履修する学生の大学卒業前及び卒業後の教育その他の医療従事者の育成をする役割並びに広域的な観点が求められる診療を総合的に提供する役割を担い、並びにこれらの役割が地域全体で果たされるよう都道府県と必要な連携を行う機能

2 | 法第三十条の十三第一項の病床の機能に並び厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

- 三 包括期機能 高齢者その他の者に対し、治療並びに入院早期からのリハビリテーションその他の早期の在宅復帰に向けた療養上必要な管理及び支援を一体的に行うもの又は急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療若しくはリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）

四 (略)

(法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日)

第三十条の三十三の三 法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六及び第三十条の三十三の九において「医療機関機能等報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

第四章の二三 地域における病床の機能の分化及び連携の推進

(病床の機能の区分)

第三十条の三十三の二の五 (新設)

法第三十条の十三第一項の厚生労働省令で定める区分は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は当該各号に定めるとおりとする。

一・二 (略)

- 三 回復期機能 急性期を経過した患者に対し、在宅復帰に向けた医療又はリハビリテーションの提供を行うもの（急性期を経過した脳血管疾患、大腿骨頸部骨折その他の疾患の患者に対し、ADL（日常生活における基本的動作を行う能力をいう。）の向上及び在宅復帰を目的としたリハビリテーションの提供を集中的に行うものを含む。）

四 (略)

(法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日)

第三十条の三十三の三 法第三十条の十三第一項第一号の厚生労働省令で定める日は、同項の規定による報告（第三十条の三十三の六及び第三十条の三十三の九において「病床機能報告」という。）を行う日の属する年の七月一日とする。

(法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)
第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、令和十二年六月三十日までの期間とする。

(法第三十条の十三第一項第六号の厚生労働省令で定める報告事項)

第三十条の三十三の五 法第三十条の十三第一項第六号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

(医療機関機能等報告の方法)

第三十条の三十三の六 医療機関機能等報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から十一月三十日までの間に行うものとする。

一・二 (略)

2 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて医療機関機能等報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この項及び次項において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。

イ・ハ (略)

3 (略)

(報告事項の変更)

第三十条の三十三の七 法第三十条の十三第二項の厚生労働省令で定めるときは、医療機関機能等報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同条第一項の規定により報告した基準日後医療機関機能（同項第二号に規定する基準日後医療機関機能をいう。以下同じ。）と異なる同項の医療機関機能に応じ厚生労働省令で定める区分に係る医療の提供又は同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2 (略)

(医療機関機能等報告の公表)

第三十条の三十三の八 (略)

(法第三十条の十三第七項の厚生労働省令で定める場合)

第三十条の三十三の八の二 法第三十条の十三第七項の厚生労働省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

一 法第三十条の十三第一項又は第二項の規定により報告された基準日後医療機関機能が、当該報告を行った医療機関機能等報告対象病院等が担うことについて法第三十条の十四第一項の協議の場において協議が調ったものと異なる場合であつて、地域における医療機関機能又は病床の機能の分化及び連携の推進のための措置をとることが必要であると都道府県知事が認めた場合

二 前号に掲げる場合のほか、法第三十条の十三第一項又は第二項の規定により報告された基準日後医療機関機能が、当該報告を行った医療機関機能等報告対象病院等が現に行っている医療の実態と著しく乖離しているものとして都道府県知事が適切でないとした場合

(法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合等)

第三十条の三十三の九 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合は、医療機関機能等報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合とする。

(法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間)
第三十条の三十三の四 法第三十条の十三第一項第二号の厚生労働省令で定める期間は、令和八年六月三十日までの期間とする。

(法第三十条の十三第四号の厚生労働省令で定める報告事項)

第三十条の三十三の五 法第三十条の十三第四号の厚生労働省令で定める事項は、構造設備及び人員の配置その他必要な事項とする。

(病床機能報告の方法)

第三十条の三十三の六 病床機能報告は、厚生労働大臣が定めるところにより、次に掲げる方法により、一年に一回、十月一日から十一月三十日までの間に行うものとする。

一・二 (略)

2 前項第一号の「ファイル等に記録する方法」とは、厚生労働大臣の委託を受けて病床機能報告の内容その他の必要な情報について管理及び集計を行う者（以下この項及び次項において「受託者」という。）を経由する方法（この場合における受託者への報告は、次のイからハまでに掲げる方法により行うものとする。）をいう。

イ・ハ (略)

3 (略)

(報告事項の変更)

第三十条の三十三の七 法第三十条の十三第二項の厚生労働省令で定めるときは、同条第一項に規定する病床機能報告対象病院等の管理者が、地域における医療の需要の実情その他の実情を踏まえ、同項の規定により報告した基準日後病床機能と異なる病床の機能区分に係る医療の提供が必要と判断したときとする。

2 (略)

(病床機能報告の公表)

第三十条の三十三の八 (略)

(新設)

(法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合等)

第三十条の三十三の九 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める場合は、病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる場合とする。

第二条 医療法施行規則の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改	正	後
2 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該医療機関機能等報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由及び当該基準日後病床機能の具体的な内容とする。 3 法第三十条の十五第四項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。 一・二 (略)	2 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該病床機能報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由及び当該基準日後病床機能の具体的な内容とする。 3 法第三十条の十五第四項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。 一・二 (略)	2 法第三十条の十五第一項の厚生労働省令で定める事項は、当該医療機関機能等報告に係る基準日病床機能と基準日後病床機能とが異なる理由及び当該基準日後病床機能の具体的な内容とする。 3 法第三十条の十五第四項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。 一・二 (略)
改	正	前
目次 第一章～第四章の二 (略) 第四章の二の二 地域医療構想及び医療計画 (第三十条の二十七の三―第三十条の三十三) 第四章の二の二の二 第七章 (略) 附則 （医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等） 第一条の二 法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。 一 法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域（法第三十条の四第五項に規定する区域を除く。）内の区域であつて、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたもの 二 法第三十条の四第二項第九号イ(2)に掲げる区域 2・3 (略) 第一条の十四 (略) 2・11 (略) 12 法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（法第三十条の三の三第一項の規定により所在地の都道府県が定める地域医療構想（以下単に「地域医療構想」という。）において定める同条第二項第二号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、地域医療構想において定める当該構想区域における同項第四号に規定する将来の病床数の必要量（第三十条の二十七の四において「将来の病床数の必要量」という。）に達していないものに係る医療を提供することとする。 13 法第七条第六項の厚生労働省令で定める条件は、法第三十条の四第九項の政令で定める事情がなくなつたと認められる場合若しくは同条第十項の厚生労働省令で定める病床において当該病床に係る業務が行われなくなつた場合又は法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制（以下「医療提供体制」という。）の確保のために必要と認められる限度において都道府県知事が定める期限を経過した場合には、当該許可に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（当該許可に係る病床（以下この項において「特例許可病床」という。）が療養病床等のみである場合は法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下単に「医療計画」という。）において定める同条第二項第十二号に規定する区域とし、特例許可病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、特例許可病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該許可に係る病床の種別に応じた数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病	目次 第一章～第四章の二 (略) 第四章の二の二 医療計画 (第三十条の二十八―第三十条の三十三) 第四章の二の二の二 第七章 (略) 附則 （医師の確保を特に図るべき区域における経験を有する臨床研修等修了医師の認定等） 第一条の二 法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める区域は、次の各号に掲げる区域とする。 一 法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域（法第三十条の四第六項に規定する区域を除く。）内の区域であつて、医師の確保を特に図るべきものとして当該区域の属する都道府県の知事が定めたもの 二 法第三十条の四第二項第十一号イ(2)に掲げる区域 2・3 (略) 第一条の十四 (略) 2・11 (略) 12 法第七条第五項の厚生労働省令で定める条件は、当該申請に係る病床において、法第三十条の十三第一項に規定する病床の機能区分（以下「病床の機能区分」という。）のうち、当該申請に係る病院又は診療所の所在地を含む構想区域（法第三十条の四第一項の規定により所在地の都道府県が定める医療計画（以下単に「医療計画」という。）において定める同条第二項第七号に規定する構想区域をいう。以下同じ。）における病床の機能区分に応じた既存の病床数が、医療計画において定める当該構想区域における同号イに規定する将来の病床数の必要量（第三十条の二十八の三において「将来の病床数の必要量」という。）に達していないものに係る医療を提供することとする。 13 法第七条第六項の厚生労働省令で定める条件は、法第三十条の四第十項の政令で定める事情がなくなつたと認められる場合若しくは同条第十一項の厚生労働省令で定める病床において当該病床に係る業務が行われなくなつた場合又は法第三十条の三第一項に規定する医療提供体制（以下「医療提供体制」という。）の確保のために必要と認められる限度において都道府県知事が定める期限を経過した場合には、当該許可に係る病院又は診療所の所在地を含む地域（当該許可に係る病床（以下この項において「特例許可病床」という。）が療養病床等のみである場合は医療計画において定める法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域とし、特例許可病床が精神病床、感染症病床又は結核病床（以下この項において「精神病床等」という。）のみである場合は当該都道府県の区域とし、特例許可病床が療養病床等及び精神病床等である場合は同号に規定する区域及び当該都道府県の区域とする。）における病院又は診療所の病床の当該許可に係る病床の種別に応じた数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床の数）のうち、同条第八項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計	

床及び一般病床の数の合計）のうち、同条第七項の厚生労働省令で定める基準に従い医療計画において定めるその地域の当該許可に係る病床の種別に応じた基準病床数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）を超えている病床数の範囲内で特例許可病床の数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとることとする。

第二十条の二 法第七条の二第三項の厚生労働省令で定める事項は、当該構想区域において病院の開設、診療所の病床の設置又は病院若しくは診療所の病床数の増加が必要である理由並びに同項の申請に係る医療機関機能及び病床の機能の予定の具体的な内容とする。

2 法第七条の二第五項の厚生労働省令で定めるときは、次のとおりとする。

- 1 法第七条の二第三項の協議の場合における協議が調わないとき。
- 2 法第七条の二第三項の規定により都道府県知事から求めがあつた申請者が同項の協議の場に参加しないことその他の理由により当該協議の場合における協議を行うことが困難であると認めるとき。

第二条の三 (略)

第四章の二の二 地域医療構想及び医療計画

(法第三十条の三の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める基準)

第三十条の二七の三 法第三十条の三の二第二項第二号に規定する厚生労働省令で定める基準は、法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における法第三十条の三の二第二項第五号に規定する医療機関機能の分化及び連携並びに同項第六号に規定する病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。

(将来の病床数の必要量の算定)

第三十条の二七の四 構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数をそれぞれ超えないものとする。

(法第三十条の三の二第二項第七号の厚生労働省令で定める事項)

第三十条の二七の五 法第三十条の三の二第二項第七号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 外来医療及び在宅医療に係る医療提供体制の確保並びに医療と介護の連携及び医療従事者確保に関する事項
- 二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

第三十条の二八の二から第三十条の二八の四まで 削除

画において定めるその地域の当該許可に係る病床の種別に応じた基準病床数（特例許可病床が療養病床等のみである場合は、その地域における療養病床及び一般病床に係る基準病床数）を超えている病床数の範囲内で特例許可病床の数を削減することを内容とする許可の変更のための措置をとることとする。

(新設)

第二条の二 (略)

第四章の二の二 医療計画

(新設)

(新設)

(新設)

(法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準)

第三十条の二八の二 法第三十条の四第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める基準は、同項第十四号に規定する区域を基本として、人口構造の変化の見通しその他の医療の需要の動向並びに医療従事者及び医療提供施設の配置の状況の見通しその他の事情を考慮して、一体の区域として地域における病床の機能の分化及び連携を推進することが相当であると認められる区域を単位として設定することとする。

(医師の数に関する指標の算定方法)

第三十条の二十八の五 法第三十条の四第二項第九号口の厚生労働省令で定める方法は、同項第十二号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

第三十条の二十八の六 法第三十条の四第二項第九号ハの厚生労働省令で定める方法は、同項第十三号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

(特殊な医療)

第三十条の二十八の七 法第三十条の四第二項第十三号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 四 (略)

(法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定めるもの)

第三十条の二十八の八 法第三十条の四第五項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 二 (略)

(医師の数が少ないと認められる区域の設定に関する基準)

第三十条の二十八の九 法第三十条の四第五項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、次に掲げる要件のいずれかを満たす区域であることとする。

一 法第三十条の四第二項第九号口に規定する指標の値が、全国と同項第十二号に規定する区域に係る当該指標の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が

全国と同号に規定する区域の総数を三で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以下であること。

(将来の病床数の必要量の算定)

第三十条の二十八の三 構想区域における将来の病床数の必要量は、病床の機能区分ごとに別表第六の一の項に掲げる式により算定した数とする。この場合において、同一都道府県における当該数の合計数は、病床の機能区分ごとに同表の二の項に掲げる式により算定した数の当該同一都道府県における合計数をそれぞれ超えないものとする。

2 都道府県知事は、法第三十条の四第十八項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、当該医療計画において定める前項の規定により算定した構想区域(厚生労働大臣が認めるものに限る。)における慢性期機能の将来の病床数の必要量の達成が特別な事情により著しく困難となつたときは、当該将来の病床数の必要量について、厚生労働大臣が認める方法により別表第六の備考に規定する補正率を定めることができる。

(法第三十条の四第二項第七号口の厚生労働省令で定める事項)

第三十条の二十八の四 法第三十条の四第二項第七号口の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 構想区域における将来の居宅等(法第一条の二第二項に規定する居宅等をいう。別表第七において同じ。)における医療の必要量

二 その他厚生労働大臣が必要と認める事項

(医師の数に関する指標の算定方法)

第三十条の二十八の五 法第三十条の四第二項第十一号口の厚生労働省令で定める方法は、同項第十四号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

第三十条の二十八の六 法第三十条の四第二項第十一号ハの厚生労働省令で定める方法は、同項第十五号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除して算定する方法とする。

(特殊な医療)

第三十条の二十八の七 法第三十条の四第二項第十五号に規定する特殊な医療は、特殊な診断又は治療を必要とする医療であつて次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 四 (略)

(法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるもの)

第三十条の二十八の八 法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一 二 (略)

(医師の数が少ないと認められる区域の設定に関する基準)

第三十条の二十八の九 法第三十条の四第六項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第十一号口に規定する指標の値が、全国と同項第十四号に規定する区域に係る当該指標の値を最も小さいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国と同号に規定する区域の総数を三で除して得た数(一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数)となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以下であることとする。

(新設)

二 法第三十条の四第二項第九号に規定する指標の値が、全国と同項第十二号に規定する区域に係る当該指標の値を最も大きいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値未満であり、かつ、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件からみて医師の確保を特に図るべきと認められること。

（法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十条の二十八の十 法第三十条の四第六項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二 （略）

（医師の数が多いと認められる区域の設定に関する基準）

第三十条の二十八の十一 法第三十条の四第六項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項第九号に規定する指標の値が、全国と同項第十二号に規定する区域に係る当該指標の値を最も大きいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以上であることとする。

（区域の設定に関する基準）

第三十条の二十九 法第三十条の四第七項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

一 法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（第三十条の二十八の七に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

二 法第三十条の四第二項第十三号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

（基準病床数の算定）

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十五号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

一・四 （略）

第三十条の三十二の二 法第三十条の四第十項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一・十四 （略）

2 前項第十四号の病床に係る令第五条の四第一項の規定による申請がなされた場合においては、当該申請に係る診療所の療養病床の設置又は診療所の療養病床の病床数の増加に係る病床数が、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）による改正前の医療法施行規則第三十条の三十二の二第二項の規定に基づき都道府県医療審議会の議を経て算定した数を超えない場合に限り、法第三十条の四第十項の規定の適用があるものとする。

（新設）

（法第三十条の四第七項の厚生労働省令で定めるもの）

第三十条の二十八の十 法第三十条の四第七項の厚生労働省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

一・二 （略）

（医師の数が多いと認められる区域の設定に関する基準）

第三十条の二十八の十一 法第三十条の四第七項に規定する区域に関する同項の厚生労働省令で定める基準は、同条第二項十一号に規定する指標の値が、全国と同項第十四号に規定する区域に係る当該指標の値を最も大きいものから順次その順位を付した場合における順位の値が全国の同号に規定する区域の総数を三で除して得た数（一未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た数）となる同号に規定する区域に係る当該指標の値以上であることとする。

（区域の設定に関する基準）

第三十条の二十九 法第三十条の四第八項に規定する区域の設定に関する基準は、次のとおりとする。

一 法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域については、地理的条件等の自然的条件及び日常生活の需要の充足状況、交通事情等の社会的条件を考慮して、一体の区域として病院及び診療所における入院に係る医療（第三十条の二十八の七に規定する特殊な医療並びに療養病床及び一般病床以外の病床に係る医療を除く。）を提供する体制の確保を図ることが相当であると認められるものを単位として設定すること。

二 法第三十条の四第二項第十五号に規定する区域については、都道府県の区域を単位として設定すること。ただし、当該都道府県の区域が著しく広いことその他特別な事情があるときは、当該都道府県の区域内に二以上の当該区域を設定し、また、当該都道府県の境界周辺の地域における医療の需給の実情に応じ、二以上の都道府県の区域にわたる区域を設定することができる。

（基準病床数の算定）

第三十条の三十 法第三十条の四第二項第十七号に規定する基準病床数（以下「基準病床数」という。）は、次の各号に定める区分ごとに当該各号に定める数とする。

一・四 （略）

第三十条の三十二の二 法第三十条の四第十一項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

一・十四 （略）

2 前項第十四号の病床に係る令第五条の四第一項の規定による申請がなされた場合においては、当該申請に係る診療所の療養病床の設置又は診療所の療養病床の病床数の増加に係る病床数が、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下「平成十三年改正省令」という。）による改正前の医療法施行規則第三十条の三十二の二第二項の規定に基づき都道府県医療審議会の議を経て算定した数を超えない場合に限り、法第三十条の四第十一項の規定の適用があるものとする。

第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十一項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十一項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、地域医療構想（当該申請を行った参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の三の三第九項の規定により公示したものをいう。）の達成を推進するために必要なものであること。

二、四（略）

（法第三十条の六第一項の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十二の四 法第三十条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第三十条の四第二項第七号に掲げる事項とする。

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第八項の規定による命令、法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第八項の規定による要請若しくは法第七条の四第一項の規定による協議（同項第二号に掲げる場合に行うものに限る。）（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一、四（略）

2・3（略）

（法第三十条の十四第一項の厚生労働省令で定める者）

第三十条の三十三の八の三 法第三十条の十四第一項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一、市町村

二、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者

三、介護保険法第七条第七項に規定する医療保険者

四、介護保険法に規定する介護サービス事業者

五、地域住民の代表者

六、その他都道府県知事が必要と認める者

（地域外来医療の要請等）

第三十条の三十三の二十の二 法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した率は、法第三十条の四第二項第二号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の外来医療の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域の診療所（医療を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものに限る。次項において同じ。）において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除したもの（第三項第一号において「外来医師偏在指標」という。）とする。

第三十条の三十二の三 法第三十条の四第十二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一 法第三十条の四第十二項の規定による申請（以下この条において単に「申請」という。）が、医療計画（当該申請を行った参加法人等（法第七十条第一項に規定する参加法人等をいう。以下この条及び第六章において同じ。）を社員とする法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人（以下単に「地域医療連携推進法人」という。）が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域（以下単に「医療連携推進区域」という。）の属する都道府県が法第三十条の四第十八項の規定により公示したものをいう。）において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想（第三十条の三十三の二十四において単に「地域医療構想」という。）の達成を推進するために必要なものであること。

二、四（略）

（法第三十条の六第一項の厚生労働省令で定める事項）

第三十条の三十二の四 法第三十条の六第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第三十条の四第二項第十号に掲げる事項とする。

（既存病床数及び申請病床数の補正）

第三十条の三十三 病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可若しくは診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可の申請がなされた場合又は法第七条の二第三項の規定による命令若しくは法第三十条の十二第一項において読み替えて準用する法第七条の二第三項の規定による要請（以下この項及び次項において「命令等」という。）をしようとする場合において、都道府県知事が当該申請又は命令等に係る病床の種別に応じ第三十条の三十に規定する区域における既存の病床の数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおりとする。

一、四（略）

2・3（略）

（新設）

（地域外来医療の要請等）

第三十条の三十三の二十の二 法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定めるところにより算定した率は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別の外来医療の受療率その他の要素を勘案した上で、当該区域の診療所（医療を行う場所であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものに限る。次項において同じ。）において診療に従事する医師の数を当該区域に住所を有する者の数で除したもの（第三項第一号において「外来医師偏在指標」という。）とする。

2 法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定める指標は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に係る可住地面積一平方キロメートル当たりの診療所の数（次項第二号において「可住地面積当たり診療所数」という。）とする。

3 法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域に係る外来医師偏在指標の値から全国の外來医師偏在指標の平均値を控除したものを全国の同号に規定する区域に係る外来医師偏在指標の標準偏差で除したものが一・五以上であること

二 その法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域に係る可住地面積当たり診療所数が全国の同号に規定する区域のうち上位十パーセント以上であること

459 (略)

第三十条の三十三の二十四 法第三十条の二十三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十条の四第二項第九号口に規定する指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえること。

二5 (略)

(法第四十二条の二第一項第四号口の厚生労働省令で定める基準)

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第四号口に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該医療法人の開設する病院の所在地の都道府県及び当該医療法人の開設する診療所の所在地の都道府県（当該病院の所在地の都道府県が法第三十条の四第一項の規定により定める医療計画（以下この号及び次号において「医療計画」という。）において定める同条第二項第十二号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県をいう。）が、それぞれの医療計画において、当該病院及び診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。

二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）及び当該区域に隣接した市町村（特別区を含む。）であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの（第四号において「隣接市町村」という。）に所在すること。

三・四 (略)

(令第五条の五の三第三号の厚生労働省令で定める要件)

第三十条の三十六の七 令第五条の五の三第三号に規定する厚生労働省令で定める要件は、令第五条の五の二第二項第三号の実施期間（次条第二項において単に「実施期間」という。）が十二年（当該医療法人の開設する、救急医療等確保事業（法第四十二条の二第一項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。）に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十二号に規定する区域をいう。）における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合にあつては、十八年）を超えないものであることとする。

2 法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定める指標は、法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に係る可住地面積一平方キロメートル当たりの診療所の数（次項第二号において「可住地面積当たり診療所数」という。）とする。

3 法第三十条の十八の六第一項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 その法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に係る外来医師偏在指標の値から全国の外來医師偏在指標の平均値を控除したものを全国の同号に規定する区域に係る外来医師偏在指標の標準偏差で除したものが一・五以上であること

二 その法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域に係る可住地面積当たり診療所数が全国の同号に規定する区域のうち上位十パーセント以上であること

459 (略)

第三十条の三十三の二十四 法第三十条の二十三第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十条の四第二項第十一号口に規定する指標によつて示される医師の数に関する情報を踏まえること。

二5 (略)

(法第四十二条の二第一項第四号口の厚生労働省令で定める基準)

第三十条の三十五の二 法第四十二条の二第一項第四号口に規定する厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 当該医療法人の開設する病院の所在地の都道府県及び当該医療法人の開設する診療所の所在地の都道府県（当該病院の所在地の都道府県が法第三十条の四第一項の規定により定める医療計画（以下この号及び次号において「医療計画」という。）において定める同条第二項第十四号に規定する区域に隣接した当該都道府県以外の都道府県をいう。）が、それぞれの医療計画において、当該病院及び診療所の所在地を含む地域における医療提供体制に関する事項を定めていること。

二 当該医療法人の開設する全ての病院、診療所、介護老人保健施設及び介護医療院が、当該医療法人の開設する病院の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。）及び当該区域に隣接した市町村（特別区を含む。）であつて当該都道府県以外の都道府県内にあるもの（第四号において「隣接市町村」という。）に所在すること。

三・四 (略)

(令第五条の五の三第三号の厚生労働省令で定める要件)

第三十条の三十六の七 令第五条の五の三第三号に規定する厚生労働省令で定める要件は、令第五条の五の二第二項第三号の実施期間（次条第二項において単に「実施期間」という。）が十二年（当該医療法人の開設する、救急医療等確保事業（法第四十二条の二第一項第四号に規定する救急医療等確保事業をいう。以下同じ。）に係る業務を実施する病院又は診療所の所在地を含む区域（当該病院の所在地の都道府県の医療計画において定める法第三十条の四第二項第十四号に規定する区域をいう。）における救急医療等確保事業の実施主体が著しく不足している場合その他特別の事情があると都道府県知事が認める場合にあつては、十八年）を超えないものであることとする。

別表第六（第三十条の二十七の四関係）

項	式
(略)	(略)
備考	この表における式において、A、B、C ₁ 、C ₂ 、D ₁ 、D ₂ 、Eは、それぞれ次の値を表すものとする。 A 当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和二十二年における推計人口。ただし、七十五歳以上の性別及び年齢階級別の推計人口に次の各号に掲げる病床の機能区分ごとのBの値を乗じるに当たっては、当該各号に定める数。 一 急性期機能 当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和二十二年における推計人口に〇・五を乗じたもの 二 包括期機能 当該構想区域の性別及び年齢階級別の令和二十二年における推計人口に、前号に定める数に急性期機能に係るBの値を乗じ包括期機能に係るBの値で除して得た数を加えたもの B 次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数 一 高度急性期機能 当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法第七十六条第二項（同法第四百九十九条において準用する場合を含む）及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定に基づき出来高によつて算定される診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医療を受ける入院患者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数 二 急性期機能 当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量が六百点以上三千点未満の医療を受ける入院患者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数 三 包括期機能 当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床又は療養病床において医療資源投入量が六百点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数 四 慢性期機能 当該構想区域に所在する病院又は診療所の一般病床又は療養病床における入院患者であつて長期にわたり療養が必要であるもの（主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労働大臣が認める者の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

別表第六（第三十条の二十八の三関係）

項	式
(略)	(略)
備考	この表における式において、A、B、C ₁ 、C ₂ 、D ₁ 、D ₂ 、Eは、それぞれ次の値を表すものとする。 A 当該構想区域の性別及び年齢階級別の平成三十七年における推計人口 B 次の各号に定める病床の機能区分ごとに当該各号に定める数 一 高度急性期機能 病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量（患者に提供される医療を一日当たりの診療報酬の出来高点数（健康保険法第七十六条第二項（同法第四百九十九条において準用する場合を含む）及び高齢者の医療の確保に関する法律第七十一条第一項の規定に基づき出来高によつて算定される診療報酬（入院その他の厚生労働大臣が認める療養の給付に要する費用に係るものを除く。）の算定の単位をいう。）により換算した量をいう。以下同じ。）が三千点以上である医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率 二 急性期機能 病院又は診療所の一般病床において医療資源投入量が六百点以上三千点未満の医療を受ける入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率 三 回復期機能 病院又は診療所の一般病床又は療養病床において医療資源投入量が二百二十五点以上六百点未満の医療若しくは主としてリハビリテーションを受ける入院患者又はこれに準ずる者として厚生労働大臣が認める者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る性別及び年齢階級別入院受療率 四 慢性期機能 病院又は診療所の一般病床又は療養病床における入院患者であつて長期にわたり療養が必要であるもの（主としてリハビリテーションを受ける入院患者その他の厚生労働大臣が認める入院患者

働大臣が認める入院患者を除く。の性別及び年齢階級別の数を地域医療構想に係る取組状況その他の状況を勘案して補正した数を、当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数

(削る)

(削る)

C₁ 当該構想区域において他の構想区域の病床の機能区分ごとの令和二十二年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数

を除く。以下「慢性期入院患者」という。のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数にイに掲げる範囲内で都道府県知事が定める数(イ(1)に規定する慢性期総入院受療率がイ(1)に規定する全国最小値よりも小さい構想区域にあつては、一。以下「補正率」という。)を乗じて得た数に障害その他の疾患を有する入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者の性別及び年齢階級別の数を加えて得た数を当該構想区域の性別及び年齢階級別人口で除して得た数。ただし、当該構想区域がロに掲げる要件に該当するときは、当該構想区域の慢性期機能の平成三十七年における病床数の必要量を平成四十二年までに達成すればよいものとし、都道府県知事は、当該達成の期間の延長に応じた補正率を定めることができる。

イ 次の(1)に掲げる数以上(2)に掲げる数以下

(1) 慢性期総入院受療率(慢性期入院患者のうち当該都道府県の区域又は当該構想区域に住所を有する者の数を(i)に掲げる数で除して得た数に(ii)に掲げる数を乗じて得た数という。以下同じ。)が最小である都道府県の当該慢性期総入院受療率(以下「全国最小値」という。)を当該構想区域の慢性期総入院受療率で除して得た数

(i) 当該都道府県の区域又は当該構想区域の性別及び年齢階級別人口に全国の慢性期入院患者に係る性別及び年齢階級別入院受療率を乗じて得た数の合計数

(ii) 全国の慢性期入院患者の数を全国の人口で除して得た数

(2) (i)に掲げる数に(ii)に掲げる数を乗じて得た数に全国最小値を加えて得た数を当該構想区域の慢性期総入院受療率で除して得た数

(i) 当該構想区域の慢性期総入院受療率と全国最小値の差

(ii) 都道府県における慢性期総入院受療率の全国中央値と全国最小値の差を慢性期総入院受療率が最大である都道府県の当該慢性期総入院受療率と全国最小値の差で除して得た数

ロ 当該構想区域が次のいずれにも該当するものであること

(1) 当該構想区域の慢性期病床減少率(慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数(以下「慢性期病床数」という。)からイ(2)に掲げる数により算定した平成三十七年における慢性期入院患者のうち当該構想区域に住所を有する者に係る病床数を控除して得た数を慢性期病床数で除して得た数という。)が厚生労働大臣が認める基準を上回ること

(2) 当該構想区域における全ての世帯数に占める当該構想区域における高齢者の単身の世帯数の割合が全国平均のそれを上回ること

C₁ 当該構想区域において他の構想区域の病床の機能区分ごとの平成三十七年における推計患者数のうち当該病床の機能区分に係る医療が提供されると見込まれる患者の数として都道府県知事が定める数

第三條 (獨立行政法人國立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正)
獨立行政法人國立病院機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十六年厚生労働省令第七十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後

附 則

(再編成対象施設の移譲を受けて引き続き医療機関を開設する者)

第四條 令附則第二十一條第一項第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七條の二第一項各号(第一号及び第八号を除く。)に掲げる者、同条第十二項に規定する者、保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する

改 正 前

附 則

(再編成対象施設の移譲を受けて引き続き医療機関を開設する者)

第四條 令附則第二十一條第一号に規定する厚生労働省令で定める者は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七條の二第一項各号(第一号及び第八号を除く。)に掲げる者、同条第七項に規定する者、保健医療に関する教育研究を行う学部又は学科を置く大学を設置する学

別表第七(第三十條の三十關係)

項	式
(略)	(略)
備考	この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。
A ₁ 、F (略)	G 当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居室等(法第一條の二第二項に規定する居室等をいう。以下このGにおいて同じ。)における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居室等における医療等によつて対応が可能な数として定める数
H、X ₂ (略)	

別表第七(第三十條の三十關係)

項	式
(略)	(略)
備考	この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるところとする。
A ₁ 、F (略)	G 当該区域に所在する病院及び診療所の療養病床における入院患者のうち、都道府県知事が、当該区域における今後の介護老人保健施設及び居室等における医療の確保の進展等を勘案して、介護老人保健施設及び居室等における医療等によつて対応が可能な数として定める数
H、X ₂ (略)	

学校法人、社会福祉法人並びに一般社団法人又は一般財団法人（医師を会員として設立された法人並びにその事業が医療の普及及び向上に著しく寄与し、かつ、適正に運営されていることにつき次の各号のいずれかに該当する法人に限る。）とする。

一〇三（略）

校法人、社会福祉法人並びに一般社団法人又は一般財団法人（医師を会員として設立された法人並びにその事業が医療の普及及び向上に著しく寄与し、かつ、適正に運営されていることにつき次の各号のいずれかに該当する法人に限る。）とする。

一〇三（略）

附 則

この省令は、令和九年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、令和八年十月一日から施行する。